

新	旧（意見公募時原案）
<p>第3 監視指導を実施すべき事項</p> <p>2 重点監視指導事項</p> <p>(9)改正食品衛生法の経過措置に係る事項</p> <p>今まで許可不要であった業種のうち、食品衛生法の改正により新たに許可の取得が必要となった業種について、令和3年5月31日以前から営業している事業者には3年間の猶予期間（経過措置期間）が設けられている。</p> <p>該当する事業者に、令和6年5月31日までに許可を取得するよう<u>農林水産担当部局等と連携して周知を行い、営業許可申請に係る指導、助言を行う。</u></p> <p>資料3 千葉県食品衛生監視指導計画に関する用語集</p> <p>○アレルギー</p> <p>食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的防御反応によるものを食物アレルギーと呼び、その原因となる物質（抗原）のことをアレルギーという。</p> <p>免疫学的な防御反応とは、体の中に抗原が入ってくるとこれに対して防衛しようとする働きにより抗体がつくられ、抗原に対する抵抗性を獲得する反応をいう。</p> <p>アレルギー体質の人では、ある抗原に過敏に反応して、じんま疹、湿疹、血圧低下、呼吸困難又は意識障害など、様々な症状が引き起こされる。</p> <p>食品表示法では、アレルギーとして表示を義務づけているものが<u>8</u>品目（えび、かに、<u>くるみ</u>、小麦、そば、卵、乳及び落花生）、指導により表示を推奨されているものが<u>20</u>品目（アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン）ある。</p> <p><u>※くるみについては、令和7年3月31日まで経過措置期間が設けられ、推奨表示とすることができる。</u></p> <p>いでんしくみか しょくひん</p> <p>○遺伝子組換え食品</p> <p>遺伝子組換え技術（組換えDNA技術）を応用した食品のこと。</p> <p>遺伝子組換え技術（組換えDNA技術）とは、ある生物から有用な遺伝子を取り出して、他の植物等に導入する技術のことで、この技術により、食品生</p>	<p>第3 監視指導を実施すべき事項</p> <p>2 重点監視指導事項</p> <p>(9)改正食品衛生法の経過措置に係る事項</p> <p>今まで許可不要であった業種のうち、食品衛生法の改正により新たに許可の取得が必要となった業種について、令和3年5月31日以前から営業している事業者には3年間の猶予期間（経過措置期間）が設けられている。</p> <p>該当する事業者に、令和6年5月31日までに許可を取得するよう<u>周知を行い、営業許可申請に係る指導、助言を行う。</u></p> <p>資料3 千葉県食品衛生監視指導計画に関する用語集</p> <p>○アレルギー</p> <p>食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的防御反応によるものを食物アレルギーと呼び、その原因となる物質（抗原）のことをアレルギーという。</p> <p>免疫学的な防御反応とは、体の中に抗原が入ってくるとこれに対して防衛しようとする働きにより抗体がつくられ、抗原に対する抵抗性を獲得する反応をいう。</p> <p>アレルギー体質の人では、ある抗原に過敏に反応して、じんま疹、湿疹、血圧低下、呼吸困難又は意識障害など、様々な症状が引き起こされる。</p> <p>食品表示法では、アレルギーとして表示を義務づけているものが<u>7</u>品目（えび、かに、小麦、そば、卵、乳及び落花生）、指導により表示を推奨されているものが<u>21</u>品目（アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、<u>くるみ</u>、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン）ある。</p> <p>いでんしくみか しょくひん</p> <p>○遺伝子組換え食品</p> <p>遺伝子組換え技術（組換えDNA技術）を応用した食品のこと。</p> <p>遺伝子組換え技術（組換えDNA技術）とは、ある生物から有用な遺伝子を取り出して、他の植物等に導入する技術のことで、この技術により、食品生</p>

産を量的・質的に向上させるだけでなく、害虫や病気に強い農作物の改良や、日持ち・加工特性などの品質向上に利用されている。

遺伝子組換え作物等は、食品としての安全性については食品安全基本法及び食品衛生法に基づき、また生物多様性への影響（いわゆる環境への安全性）については「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（いわゆるカルタヘナ法）」に基づき、審査・承認を得ることにより、科学的に評価し、安全性が確認されたものだけが国内での流通・使用が可能な仕組みとなっている。

現在、わが国において安全性が確認され、販売・流通が認められている作物は、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしなの9種類。遺伝子組換え農産物およびこれを原料とした加工食品については、表示制度が定められている。

表示義務の対象となるのは、遺伝子組換え食品である大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしなの9種類の農産物とこれらを原材料とした加工食品33品目群（豆腐、納豆など）である。

また、ステアリドン酸産生遺伝子組換え大豆、高リシン遺伝子組換えとうもろこし及びエイコサペンタエン酸（EPA）、ドコサヘキサエン酸（DHA）産生遺伝子組換えなたね並びにこれらを使用した加工食品について、「大豆（ステアリドン酸産生遺伝子組換え）」などの表示が義務付けられている。

産を量的・質的に向上させるだけでなく、害虫や病気に強い農作物の改良や、日持ち・加工特性などの品質向上に利用されている。

遺伝子組換え作物等は、食品としての安全性については食品安全基本法及び食品衛生法に基づき、また生物多様性への影響（いわゆる環境への安全性）については「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（いわゆるカルタヘナ法）」に基づき、審査・承認を得ることにより、科学的に評価し、安全性が確認されたものだけが国内での流通・使用が可能な仕組みとなっている。

現在、わが国において安全性が確認され、販売・流通が認められている作物は、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしなの9種類。遺伝子組換え農産物およびこれを原料とした加工食品については、表示制度が定められている。

表示義務の対象となるのは、遺伝子組換え食品である大豆（枝豆及び大豆もやしを含む。）、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしなの9種類の農産物とこれらを原材料とした加工食品33品目群（豆腐、納豆など）である。

また、高オレイン酸遺伝子組換え大豆、ステアリドン酸産生遺伝子組換え大豆、高リシン遺伝子組換えとうもろこし及びこれらを使用した加工食品について、「大豆（高オレイン酸遺伝子組換え）」などの表示が義務付けられている。